

№1113テキスト「安全な刈払機作業のポイント」 変更箇所
令和6年7月 改訂2版 第2刷➡令和7年4月 改訂2版 第3刷

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
134	第481条	（立入禁止） 第481条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行なっている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。	（立入禁止） 第481条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところに <u>造林等の作業を行う作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
134	第483条	（悪天候時の作業禁止） 第483条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。	（悪天候時の作業禁止） 第483条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。
135	第522条	（悪天候時の作業禁止） 第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。	（悪天候時の作業禁止） 第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。
136	第530条	（立入禁止） 第530条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に <u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。</u>	（立入禁止） 第530条 事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に <u>関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</u>
奥付 181	枠内	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 令和4年5月 改訂初版 第6刷	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 全て削除
	枠内	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 令和7年4月 改訂2版 第3刷を追加
	枠外	24.07.20.000	25.04.36.000

今回発刊の改訂2版第3刷の中で、下記のとおり誤りがありましたので、お詫び致します。

115	上から5行目	振動障害予防対策指針」の式(147ページ)等	振動障害予防対策指針」の式(145ページ)等
-----	--------	------------------------	------------------------